

茨城の教育

2025年6月16日
第1198号
茨城県高等学校教職員組合

夢ある学校・組合づくりをめざして（１）

～5月31日・第100回定期大会を開催～

茨高教組は、5月31日に第100回定期大会を開催し、2025年度の運動方針などを決定しました。大会当日の討論で出されたことについて今号と次号で報告します。

臨時教職員の継続手続き

臨時教職員部から、常勤講師・非常勤講師など、臨時的任用教職員の手続きについて報告されました。臨時的任用教職員の先生は、4月からの勤務を新規採用扱いとなっています。そのため、正規教職員の採用時に提出する書類とほぼ同量の書類の準備をする必要があります。特に健康診断書は1年以内のものを提出することになっています。人間ドックを受診した人は、勤務校が同じでも再度結果のコピーを提出しなければなりません。教員免許状のコピー、職歴は毎回、辞令ごとに記入して提出す



るため、年数が長くなると大きな負担となってきます。

関東地方では最低レベルの給与水準（茨城は40代以降月給約30万円で頭打ち、千葉・埼玉では50代で月給40万円程度）、身分不安定な状況で働いている臨時教職員の勤務条件について、小さいことからでも一つひとつ解決していかないと、未配置の問題が続き、茨城県の教育の質が下がっていくことが懸念されます。

茨高教組では、県に臨時的任用職員の給料の上限撤廃により、50代の臨時的任用教職員も正規採用者並みの月給40万程度になるように県教委に要求しています。

勤怠管理と働き方改革

現行の勤怠管理システムになってから3年目を迎えました。勤怠管理システムは正確に入力できているでしょうか。各職場では、入力が面倒だと、毎日のように定時出勤、定時

退勤で入力しているという先生方も見受けられているみたいです。

勤怠管理システムの出勤時間、退勤時間は、学校にいたことや、長時間労働になっていることを証明する記録となります。定時出勤、定時退勤の記録を残すと、本当は過労死ラインの月80時間以上の時間外勤務があり突然死したとしても、公務災害にならないなどの不利益を被ることにもなりかねません。

国会で成立した改正給特法でも、「教員の残業時間を月30時間程度に削減する目標を設定し、教育委員会に計画策定と公表を義務付ける」とされ、さらに、過密労働、サービス残業が横行することが危惧されます。

教員評価でも、教員個人の働き方改革の目標も作成しなければならないため、長時間労働をないものとしないと評価が下がるという事態にもなりかねません。在校等時間の短縮の成功の裏に、真面目な教員の犠牲が伴っては、働き方改革の意味はありません。



男性の育児休業

特別支援学校に勤務する男性教職員から昨年度取得した長期の育児休業の体験談について語られました。小・中学校（特別支援学校の小・中学部も含む）でおこなわれている先読み加配により、昨年4月に代替の先生が採用されたことにより、育児休業を学校に迷惑をかけてしまうという心配もなく取得することができたという報告がありました。

県職員関係でも、小学校・中学校には**先読み加配**、県庁などの職員には**付加配置**が制度化され、育児休業取得の促進させる制度として有効に機能しています。

しかし、残念ながら高校（特別支援学校の高等部）には、育児休業取得を促進させる制度がありません。女性の産休・育休中に、代替者がいないケースも散見されます。少子化が進む中で、将来の日本社会を担う子どもたち

を育てる仕事に就いている中で、自分の子どもを育てる環境に恵まれないのは、誰にとっても不幸なことではないでしょうか。



*「付加配置」茨城県独自の制度

県職員は、法律による定数のしほりがなく条例で定数を決めているため、育児休業取得者相当人数分を前倒して正規採用して運用している。

*「先読み加配」国の制度

小・中学校の教職員を対象として、一定期間早めに育児休業代替者を配置できるように国が予算措置している。

茨高教組では、県立高校と特別支援学校高等部の教職員についても付加配置もしくは先読み加配ができるように要求しています。

インクルーシブ教育

特別支援学校の生徒が増加する中、インクルーシブ（誰も排除せず、多様な人々が共に生きることを目指す）教育が脚光を浴びています。それをすでに実践してきたのが定時制高校ではないでしょうか。インクルーシブ教育は特別支援教育だけの課題ではなく、一般の高校の課題でもあります。障害があっても当事者が望めば、包摂していかなければなりません。共生社会を目指すパイオニアとしての役割を学校教育が担うべきだと思います。

定時制高校の給食

夜間定時制では、給食があります。フレックススクールの夜間部はデリバリー方式のお弁当となっていますが、水戸南、石岡一、土浦一、竜ヶ崎一、古河一の5校には、給食室があり、自校で献立を作成、調理をおこない給食を提供しています。その給食を支えているのが、正規職員ではない各校1名の栄養職員と、各学校2～3名の調理員です。栄養職員は臨時的任用職員、調理員は会計年度任用職員として働いています。

物価高騰で給食費の値上げせざるをえない状況ですが、定時制夜間給食の自校方式を守っていくことが大事だと考えています。

神栖の特別支援学校新設に向け

神栖特別支援学校（仮称）の新設にむけての建設業者の入札が不調になったことが報道され、一緒に県知事が年度途中の完成でも新しい特別支援学校に通学してもらえるようにすると発表しました。現場の教職員の大きな負担にならないように進めていくことを、県教委に要求していきます。

発行

茨城県高等学校教職員組合
水戸市平須町1-93

TEL 029-305-3075

FAX 029-305-3317

mail:iba-kou@ihsfu.net

あなたも組合へ



<https://ihsfu.net>